

ジュネーヴ諸条約第1追加議定書

第52条 民用物の一般的保護

- 1 民用物は、攻撃又は復仇の対象としてはならない。民用物とは、2に規定する軍事目標以外のすべての物をいう。
- 2 攻撃は、厳格に軍事目標に対するものに限定する。**軍事目標は、物については、その性質、位置、用途又は使用が軍事活動に効果的に資する物**であってその全面的又は部分的な破壊、奪取又は無効化がその時点における状況において明確な軍事的利益をもたらすものに限る。